

平成26年第2回文化財保護審議会

日時 : 平成26年9月24日(水) 午後6時30分～午後7時19分

会場 : 郷土資料館

出席者 : (委員) 相澤委員、奥田委員、早乙女委員、重枝委員、服部委員、
藤原委員、堀内委員、山本(質)委員、山本(暉)委員
(計9名)

(欠席委員) 石野委員、稲木委員、内田委員 (計3名)

(事務局) 伊佐教育政策部長、林生涯学習・地域・学校連携課長、
元井文化財係長、小畑郷土資料館長、久末学芸員、
佐藤資料調査員、藤井資料調査員

傍聴者 : なし

資料 : 資料 平成26年第1回世田谷区文化財保護審議会議事録

資料 旧棚網家住宅板倉について

資料 旧棚網家住宅板倉復元図

資料 文化財指定までのスケジュール

資料 次大夫堀公園民家園内の落雷被害に伴う改修工事について

○委員 平成26年度第2回文化財保護審議会を開催する。

現在までのところ傍聴の申し出はないが、申し出があった際には随時お諮りし、傍聴できるよう取り扱う。

初めに、議題2、平成26年度第1回文化財保護審議会議事録承認を行う。前回の第1回審議会議事録は既に委員の皆様へ送付したが、加筆・修正等の連絡はなかった。本議事録どおり承認でよろしいか。

[承認]

○委員 では、議題3、今回の議事録署名は重枝委員と早乙女委員にお願いする。

[承認]

○委員 次に、議題4、諮問について事務局より説明願いたい。

○事務局 世田谷区文化財保護条例第54条の規定に基づき、文化財の世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定について諮問する。

[諮問文会長に手渡す]

○委員 それでは、諮問内容の説明と答申までのスケジュール等について、事務局からお願いする。

○事務局 諮問案件と今後の進め方については、佐藤調査員から説明させる。

○事務局 「旧棚網家住宅板倉」について、資料に沿って説明する。

棚網家は世田谷区桜(旧宇山)にある旧家で、墓誌によると当代で11代、伝承では13代になる。6代前より3代に渡り大工で、「村々諸職人名簿」(世田谷代官大場家文書)に明治4年当時の大工職の中に「棚網仙太郎」の名を見出すことができる。仙太郎は、4代前の「千太郎」のことで同音異字を記したと思われる。3代前の佐太郎から先代までは農業を営んでいたが、現在は農家は廃業している。

板倉解体保管の経緯は、平成元年、旧所有者の故人である棚網堅一氏より所有する板倉について取り壊し予定のため、区に寄贈したい旨の相談を受け、区は平成2年12月に寄贈を受け解体保管している。解体時には具体的な復元場所は検討されなかったが、形状が特徴的であったことや希少性を鑑みて保管することを決めた。なお、当時、区では近代建造物の指定がまだ確立されておらず、指定文化財の議論には至らなかったと認識している。

解体部材は数回の保管倉庫移転をした後、次大夫堀公園民家園に保管されていた。平成25年度には部材破損状況確認調査を実施し、部材の健全性を調べた。あわせて、部材を区内の鎌田にある倉庫に移転した。同調査により、部材の残存率は全体の67%で、腐朽・破損材を除いた復元時再利用可能な部材は全体の54%と判明した。50%以上の部材が残存していることから、文化財としての価値は維持されているものとする。

板倉の概要は、規模は桁行3間、梁間2間の平入りの建物である。木造、寄棟造り、茅葺き(麦稈葺き・麦藁葺き)の屋根を有している。解体時に行った旧所有者からの聞き取り調査で、11代佐太郎の代から農業を営んでいたが、それ以前は3代にわたり宮大工であった。佐太郎の弟藤吉が大工で、大工修業から戻った折にこの板倉を建てた旨の伝承が残っており、そのとき佐太郎は18歳だったため、この聞き取り内容と佐太郎の生没年とを照らし合わせ、建築年代は明治44年頃と推定される。

構造的特徴は、基礎は玉石を用いた石場立てで、3尺ごとに立てた柱のシャクリ穴に板を落とし込み、目板と押縁で押さえて壁を作っている。床、天井とも板張りである。内部は一部屋で、平面の開口部に片引きの板戸を立て込み、出入口にしている。各柱の上部には小屋梁を載せた折り置組で、小屋梁は柱筋より3尺外側へ突き出し、先端に桁を渡した出桁構造になっている。小屋組は又首構造で、小屋梁の先端に又首の先端を指して屋根を大きくし、小屋裏を広くして利用を図っていた。小屋裏へは大きく張り出した軒裏より潜り込むように利用していた。出桁により広がった軒下は、品物の置き場として利用を図っていたと思われる。屋根は矩勾配の麦稈葺き(この地方の呼び方で「むいからぶき」といい、麦藁で葺いた屋根。草葺きの総称としては茅葺きになる。)屋根で、小屋裏は葺きかえ用の麦稈を蓄えていた。

次に、文化財的価値については、棚網家は昭和まで農業を生業としており、その屋敷内に構えられた板倉は、農家の屋敷構えや生活文化を理解する上で貴重な建造物である。建物の規模は余り大きくないが、出桁という部材により、壁面より軒先を大きく張り出した構造が特徴的な建物で、区内には他に類例を見ない希少性も有している。また、当地域では広く使われていた麦稈葺き屋根で、地域の文化を伝える建造物としても貴重なものと考えられる。

次に、指定後の方針であるが、旧棚網家住宅板倉の復元場所については現在のところ未定である。建物の性格上、民家園に復元するのが妥当と考える。現在、区立民家園では、岡本公園民家園、次大夫堀公園民家園の2園があり、それぞれ当初の配置計画は完了し運営されている。今後、いずれかに移築復元する場合には、新たに配置計画を策定し、各園の特性に合致した位置づけを構築する必要がある。また、区指定有形文化財となれば、建築基準法の適用除外に該当するため、茅葺きを採用した移築復元が可能となる。各民家園のコンセプトの再構築を進め、できるだけ早期の移築復元を模索するとともに、指定文化財である部材の保管に関しては、良好な環境を保つよう努力していく所存である。

次に、今回の指定に関しては部材の状況であり、第1部会（建造物）で指定に向けて議論を積み重ねてきたが、その中で出た論点を紹介する。

まず、指定文化財の員数について、今回指定を検討している旧棚網家住宅は現在部材として保管され、一つの建造物として成り立っていない。通常であれば部材一式、部材何点といった数え方をするのが正式かと思われるが、指定に当たっては員数を1棟として数えたいと考えている。理由としては、移築復元時に木材の腐朽や欠損、破損等によって強度が保てず使用できなかった際に、指定文化財を廃棄することになるのを避けるためである。よって、今回の指定においては部材1点1点にも文化財的価値はあるものの、本質は1棟の建物として存在することに主たる価値を見出すことを確認した。

次に、今回は移築復元の際1棟の建造物として指定するため、復元時の姿について慎重に検討した。解体時には建築当初より小屋梁が両端で約1尺切り詰められていた。これは昭和40年代に屋根の規模を小さくし、葺き材を節約しようと意図されたものである。復元図作成に当たっては、建設から解体までの間で建築当初の姿が長く利用されてきた経緯もあり、建築当初の意匠を尊重する形状で復元することを確認した。その場合、現在残っている小屋梁、叉首といった小屋を形成する部材は多くが長さ不足になるため、そのままでは再利用できない。復元方針としては、民家園の中で不特定多数が利用する施設と位置づけ、建築基準法をクリアできる強度を確保した上で最大限保管部材を利用し、伝統的工法を用いた継手等により復元することを確認した。また、屋根形状については、現在若干の検討余地があるが、答申までに最終形状を確定する方向で話し合いを進めているところで

ある。

次第3ページからは解体前の棚網家住宅板倉の写真である。01は木の後ろに板倉がある。3本のケヤキが目印であったが、今は切り倒され存在しない。かつては屋敷林に囲まれた中に板倉が建っていた。04で屋根等全体の姿が分かると思うが、復元時には写真の屋根の形状よりもう少し大きくなる予定である。

次に4ページは軒下で、10の軒裏の写真を見てもらうと、梁を出して桁を受け、軒下を広く作っている構造が分かる。

次の5ページは内部の写真である。壁、床、天井ともに板張りで、穀倉として使われていた特徴を有している。

6ページは主に小屋裏の写真である。ここに麦稈を収納していたと言われている。28の下に写っているのが天井裏で、外側に物の出し入れに使っていた空間が開いていることが分かる。屋根の構造は、古民家等に多く用いられている又首（さす）構造をしている。

7ページは現在の部材の保管状況である。調査が一通り終わったので、部材ごとにまとめて保管している。

8ページ目からが復元図になる。8ページが予想図で、解体前の写真と比べると、復元にあたり予想図のほうが屋根のボリュームが少し大きくなる。

9ページ目が平面図で、軒のセンターラインが壁から約1間離れ、軒下が広く物を置くスペースとして利用できることが分かる。

10ページ目が立面図である。

11ページ目が断面図で、左側を見ると、屋根が大きく人が中に入って立って歩ける程度のスペースが確保されている。

12ページは文化財指定までのスケジュールである。この後、委員から意見を頂戴し、10月中旬に第1部会の建造物担当の先生方により指定説明文の案を作成する。10月末には指定説明文を各委員へ配付する。11月中旬には修正点等の調整作業を行い、11月末に答申文、指定説明文の最終案を各委員へ配付し、最終調整の後、12月初旬に文化財保護審議会より答申をもらうスケジュールで考えている。

○委員 本件について専門的見地から意見を伺いたい。

○委員 資料1枚目の建築年は重要な項目であり、棚網家の藤吉が大工であったことになるが、佐太郎の弟であれば、藤吉は15～16歳かもしれない。相当若い人がこの板倉を作ったことが伝承から分かる。一概に若過ぎるということではないが、多少このあたりを精査する必要があるのではないか。宮大工の家系からすれば明治時代であることは間違いないだろうが、大工修行から戻ったのが15～16歳というのも興味深い点であり、もう少し詰める必要があるかもしれない。

私の記憶違いならお許し願いたいですが、棚網家には明治初期の主屋と倉の間取りの略図が存在していた。もう1つ興味深いのは、その倉の略図には深い庇が回り、現在の倉と同様の形状を持っていた。

○事務局 物置と書いてあるが。

○委員 最初は物置ではないかとも思ったが、時代が余りにも古過ぎるので違うということになった。

○事務局 建物の真ん中に柱が立っていたのと壁の配置がどうかと。

○委員 間数等が非常によく似ていて、しかも梁出しも同じとなると、明治40年代に突然現れた倉ではなく、何代も前から棚網家の一角に似たようなものが存在していた。長らくこのような形式があり、建て替えたときも同様の間取りと格好で行われたと考えられる。当時の様子は今では分からないが、ある一定の長い間、繰り返し使われていることは非常に重要な話かと思う。今後、その点も含めて書くと流れが出てきて、生活・文化史的な観点も十分説得力が出てくる。板倉の資料的価値をもう少し複合的に見ていけば、さらに文化財の価値は高まるといえる。

○委員 解体されて部材のままで指定し、復元はその先の予定になっているが、問題はないのか。

○委員 通常、移築する前に解体してしまう。基本的には木部をもう1度建て直してやっていく。移築された部材も重要文化財になっている物件もあり、同様に考えれば、1度解体したものをもう1回戻すこと自体には何ら問題がないと思う。

○委員 堀内委員から歴史的経緯等をもう少し調べてほしいと発言があったので、事務局で対応願う。

- 委員 板倉は倉庫だと思うが、麦や米を入れていた等の使い方も分かるのか。中は土間になっているのか。
- 事務局 板張りである。故人である先代から、穀倉として使っていたと聞いているが、備蓄していた穀類の種類までは分からない。先代は穀倉というより物置的なものや、主屋を建て替えるときには一時住まいにされていたこともあり、細かい用途までは分かっていない。通常、内部は全て板張りで板と板の継ぎ目に目板を張り害虫の侵入を防ぐが、床も天井も張り、壁も板で作られていることから、穀倉で間違いはないのではないか。
- 委員 以前、等々力の穀倉を指定した記憶があるが、同じ類なのか。
- 事務局 あそこは土壁に板を張っていたが、今回は土壁がなく板だけで作っているところが特徴である。
- 委員 指定には賛成であるが、その後の移築計画はどうなっているのか。
- 事務局 現段階ではまだ具体的になっていないが、性質的に民家園に復元するのが妥当だろうとは考えている。民家園の当初のプランが全て確立し、それぞれの民家園の特徴を活かしながら運営されている。そこにこの板倉をどのように位置づけるか、どこにでも建てて説明ができるものではないので、ある程度主屋に附属する附属屋としての役割を明確に伝えられる形でコンセプトを練り直す必要がある。それはこれから検討していく。
- 委員 何年後等の漠然とした見通しはないのか。些細なことかもしれないが、指定すると区民にPRし、見たいという声が出る。部材だけで文化財なのかという話も出てくると思うので、きちんと説明できる準備をしておいたほうがいいのではないかと。概要に何年後を目処には再建する予定である等が書ければいいのではないかと。
- 事務局 何年後というのは今の段階では難しい。
- 事務局 復元場所も民家園が相応しいと思っているが、それも決定ではない。民家園も都市計画公園の一部になっており、拡張予定もあるとは聞いている。用地買収等で拡張できる段階で復元の場所も含めてということもあり得るかとは思っているが、買収云々の時期も具体的には明確になっていない。復元となると財政的な措置も必要になってくる等を総合的に考えると、具体的に何年後という明記はできない状況にある。
- 委員 将来的には必ず復元する旨を一言つけ加えておくことはいかがか。

- 事務局 当然、部材で指定して放置というわけにもいかないし、あくまで復元に向けた部材での指定であり、将来的に復元に向けた記載は行っていきたい。
- 事務局 復元する際に茅葺きで復元するのが文化財的な価値を伝える上では重要になってくると思うが、指定文化財になっていない場合は茅葺きでは建てることができないため、今回指定することは大きな意味があると思っている。
- 委員 主屋との関係で火災の問題等を考慮して独立棟であることに意味があると思う。写真を見ていると、青梅の父の実家にあった形によく似ている。板張りをとってサイロにして麦をためていた。多摩には同様の蔵がたくさんあったと記憶している。
- 事務局 主屋や漆喰がかかっている倉は比較的多く残るが、小さい規模の附属屋は早々に取り壊してしまうことが多く、昭和50年代に区内の古民家の悉皆調査の結果からも、本件と同じ仕様はない。若干違う形での納屋や穀倉は見出すことができたが、今回の件と全く同じ仕様は見当たらない。
- 委員 わざと主屋を離して建てたと祖父から聞いているが、同様ではないか。
- 委員 解体から寄託を受けて24年経っているが、他にも解体して部材で保存しているものはあるのか。
- 事務局 2年前に旧清水家住宅書院が建ち上がり、現在部材として持っているのは棚網家板倉1棟である。
- 委員 方針として将来的に復元していくということは明記してほしい。
諮問理由に「世田谷地域にみられた農家の歴史や文化を理解する上で重要な建造物」と書いてあるが、極めて抽象的である。答申の際には何が世田谷地域の農家の歴史と文化を理解する上で重要なのか、明確に書かないといけないのではないか。
- 委員 区内では確かに珍しいと思うが、文献の上でも、実際の建物でも区外に視野を広げたときに、どのような状況なのかはわからない。今回、50%以上の残存率を有しているとあるが、実際に建てる時になって使えないものが出てくるかもしれない。どの程度の部分が使えるものなのか、改めて確認する必要があるのではないか。
一番気になったのは、15～16歳の藤吉さんが建てたとあったが、どこでどういう修行をして本建物を建てることになったのか。その修行の経緯が当然この建物にも反映されてい

るのだろうが、大工修行をどこでしていたか分からない。その辺がはっきりしないと、今ある形から推測するだけになってしまい、難しい気がする。大変興味深い建物だと思うし、今ここできちんと指定しておかないと組み直しができない。指定そのものを云々ではないが、説明に当たって過去の経緯を明らかにしておく必要があるのではないか。

○委員 その点も調べてほしい。

○委員 主屋に比べて倉は情報が圧倒的に少なく、難しい物件ではある割には資料的裏づけがあるところがかなり大きいのではないか。そこから言えることがこういうことであるが、これまでの調査の中では最大限のことではないか。裏返せば、ここまでよく分かった物件と言えるのではないか。

○委員 弟の藤吉さんは他に建物を建てていないのか。

○事務局 藤吉に関しては、先代の堅一さんからの聞き取り以外に資料的なものは何も出てきていない。墓が残っていれば墓誌で生没年も分かるが、今の調査の段階では分かっていない。今後も引き続き調べていくつもりであるが、難しいのではないか。

○委員 明治44年頃生きていたならば、除籍簿か原戸籍になるのか分からないが、昔の戸籍にはあると思う。

○委員 戸籍を調査するのが基本であるが、個人情報との関係で難しいと思った。

○事務局 調査してみたい。

○委員 所有は区になっているのか。

○事務局 区が寄贈を受けている。

○委員 どう建てても構わないのか。

○事務局 先代がいないので、息子さんは建ててもらえるのだったらお願いしたいということであった。

○委員 建てないことには価値が分からないので、早目の検討をお願いしたい。他になれば、答申に向けてスケジュールに従って進めてほしい。それでは、5、その他に移り、事務局から報告をお願いしたい。

○事務局 1点目は「文化財保護強調週間2014」というチラシを配付した。中でも旧林愛作邸については10月24日～26日の3日間、4年ぶりの公開に漕ぎ着けることができ、既に区民から

多数の応募がある。

2枚目の資料は、次大夫堀民家園内で7月20日に落雷被害があった。裏面の配置図を見てもらうと、旧加藤家主屋の裏側の樹林帯の高木に落雷があり、木から根を伝い、足元灯の配線を伝い、詰所に通電があった。詰所の電機設備、機械設備、防災設備等が破損したが、文化財そのものについての破損等被害はなかった。また、閉園することなくサービスは通常通り行っている。部品等の交換に約1500万円かかり、早急に対応するため予備費を充用して契約し、年内に工事完了の予定である。

最後に、郷土資料館開館50周年記念特別展を開催する予定である。内覧会の案内を同封しているので、ぜひ出席してほしい。

○委員 落雷による人的被害はなかったが、避雷針等はないのか。

○事務局 避雷針はついていない。午後7時～8時で閉園時間であった。文化財に落ちることなく、樹林帯に落ち、配線を伝わって機器の損害があった。

○委員 今後の対応策はどうなっているのか。

○事務局 区全体の施設に関わることであるが、避雷針でカバーできる部分とそうでない部分がある。今回の事故のように、落雷して通電して各施設の機器の前で止める措置も今回の改修工事に含め、対応していきたい。

○委員 他になければ、以上で第2回文化財保護審議会を終了する。